

広島県告示第百五十三号

平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月一日から施行する。

平成二十一年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

第四号中「配達記録郵便」を「簡易書留郵便」に改める。